

タイトル	会則・規約
著者	
引用	北海学園大学法学研究, 53(3)
発行日	2017-12-30

北海学園大学法学会会則

第1条 本会は、北海学園大学法学会と称し、事務所を北海学園大学法学部におく。

第2条 本会は、法律学、政治学その他の関連する分野の研究及び発表を目的とし、次の事業を行う。

- 1 法学部論集『北海学園大学法学研究』（以下、論集）の発行
- 2 研究会並びに講演会の開催
- 3 図書の刊行

4 その他本会の目的を達成するために必要な事業（教育上の支援を含む）

第3条 本会は以下の会員をもって組織する。

- 1 正会員（本会の趣旨に賛同しかつ申込手続を経た本学法学部及び法務研究科の専任教授、准教授、講師及び名誉教授）
- 2 準会員（本会の趣旨に賛同しかつ申込手續を経た本学大学院法学研究科学生）
- 3 賛助会員（本会の趣旨に賛同しかつ申込手續を経て、本会において承認された本学関係者及び本学卒業生）
- 4 学生会員（本会の趣旨に賛同しかつ申込手續を経て、本会において承認された本学学生）

第4条 会員は下記の特典をうけることができる。

- 1 論集の頒布をうけること
- 2 本会の行事、事業に参加すること

第5条 本会には、総会、委員会をおく

第6条 総会は正会員により構成され、本会の意思を決定する最高の決議機関であつて、次の事項を決議または承認する。

- 1 予算及び決算に関すること
- 2 役員選任・改選に関すること
- 3 会則等の制定・改廃に関すること
- 4 その他の重要な事項

第7条 委員会は、会長、幹事により構成され、総会の決定事項の執行機関とする。

第8条 本会に次の役員をおく。

- 1 会長 1名 本学法学部長がこれにあたる
- 2 幹事 若干名 正会員の中から互選する
- 3 監査役 1名 正会員の中から互選する

第9条 会長は本会を代表し、会務を統轄する。なお、会長は総会、委員会を隨時召集することができる。幹事は、論集、その他の出版物の刊行、研究会の開催にあたるほか、本会の庶務会計などの日常業務を分担する。なお、論集の編集に関する内規は、別に定める。

監査役は本会の会計、業務の執行に関する事項を監査し、会の運営の適正を図らなければならない。

第10条 本会の役員任期は2年とする。ただし役員に欠員が生じた場合は、補選することとし、その任期は、前任者の残務期間とする。

第11条 本会の経費は、会費、寄付金その他をもってこれにあてる。

第12条 会員は所定の会費を納入するものとする。

第13条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとし、年に一度以上の監査を受けなければならない。

附 則

本会則の実施は昭和50年4月1日とする。

附 則

本会則の実施は平成3年4月1日とする。

附 則

本会則の実施は平成9年10月1日とする。

附 則

本会則の実施は平成17年4月1日とする。

附 則

本会則の実施は平成21年4月1日とする。

附 則

本会則の実施は平成28年4月1日とする。

北海学園大学法学部論集『法学研究』規約

(発行主体)

第1条 北海学園大学法学会は、北海学園大学法学部論集『北海学園大学法学研究』(以下、「論集」という。)を発行する。

(編集責任)

第2条 論集の編集責任は論集委員が負う。

(発行回数)

第3条 論集は、原則として、年4回、3ヶ月ごとに発行する。

(特別号)

第4条 論集委員は、法学会の議を経て論集の特別号を発行することができる。

(掲載資格者)

第5条① 論集の掲載資格者は、単著については以下の各号に定める者とする。

(1) 法学会の正会員

(2) 法学会の準会員で、法学会正会員の推薦を得た者

(3) 北海学園大学法学部の非常勤講師又は研究科修了者で、法学会正会員の推薦を得た者

(4) その他、論集委員が法学会の議を経て掲載を認めた者

② 共著の掲載については、前項各号に該当する者が少なくとも共著者の一人であることを要件とし、その細則については、別に定める。

(掲載種別)

第6条① 論集の掲載内容の種別は、以下の各号に定めるものとする。

(1) 論説

(2) 研究ノート

(3) 資料

(4) 特別講演

(5) 判例研究

(6) 雜報

② 寄稿された論文は、細則の定めるところにより、前項の第1号乃至第5号のいずれかの種別で掲載される。

(著作権等)

第7条① 論集に寄稿し、掲載された前条第1項各号に定める記事の著作権は、執筆者に帰属するものとする。

② 前項の規定にかかわらず、論説等は、営利を目的としない電子的媒体に公開することを執筆者が許諾したものとみなす。

附則

この規約は、2003年7月17日より施行する。

この規約は、2016年5月19日より施行する。